

# 認知症初期集中支援チーム の活動について



蓮田市『はすびい』

**蓮田市在宅医療介護課**

# 認知症初期集中支援推進事業

## 認知症初期集中支援推進事業

【目的】 認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「**認知症初期集中支援チーム**」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

# ◎ 認知症初期集中支援チーム

## ◆ 事業内容

支援チームは、地域包括支援センター、**病院等に配置することとし**、認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人やその家族を訪問、観察・評価、家族支援などの**初期の支援を集中的**に行い、自立生活のサポートを行う。

## ◆ 支援チームの構成員

①以下の要件をすべて満たす者2名以上とする。

- ・医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、作業療法士、介護福祉士、精神保健福祉士等の専門職及び市町村が認めた者
- ・認知症ケア等の実務・相談業務に3年以上の経験がある者
- ・また、国が定める研修を受講し、必要な知識・技能を習得する者

②日本老年学会若しくは日本認知症学会の定める**専門医**又は認知症疾患の鑑別診断等の臨床経験を5年以上有し、**認知症サポート医**である医師1名

# ◎ 認知症初期集中支援チーム

・平成28年4月から開始 ( 蓮田よつば病院に事業委託 )

## ◆ 訪問支援対象者

**40歳以上で、在宅生活**をしている認知症が疑われる人、  
又は認知症の人で以下、a、bのうちのいずれかの基準に該当する者

a 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または  
中断している者で以下のいずれかに該当する者

- ① 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- ② 継続的な医療サービスを受けていない者
- ③ 適切な介護サービスに結びついていない者
- ④ 介護サービスが中断している者

b 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の  
行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

# 認知症初期集中支援チーム 支援の流れ

認知症が疑われる人・  
認知症がある人及び  
その家族

相談

相談

地域住民、関係機関、  
団体等  
かかりつけ医 病院  
介護支援専門員  
社会福祉協議会  
介護施設  
民生委員 地域住民  
その他関係者

情報伝達

地域包括支援センター

依頼

情報伝達

認知症初期集中支援チーム  
(蓮田よつば病院内)

## ①依頼受付

- ◎情報収集(本人の現病歴、既往歴、生活情報、家族の情報等)
- ◎訪問調整

## ②初回訪問時の支援

- ・生活上の助言・介護サービス利用勧奨
- ・身体を整えるケアの助言・家族への心理的支援

## ③支援方針の検討

- ◎チーム員会議

## ④初期集中支援の実施

- ・医療機関の受診勧奨、支援
- ・介護サービスの利用勧奨、支援
- ・生活環境の改善・家族支援 等

## ⑤支援の終了(※概ね6か月)

- ◎医療や介護等担当者へ引継ぎ

## ⑥モニタリング

- ◎その後の状況確認

# 認知症初期集中支援チームの活動実績

## 【対象者】

	R3		R4		R5 (R6.1月末現在)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
60代	—	—	—	1	—	—
70代	1	2	—	4	2	—
80代	6	5	4	2	2	1
90代	—	1	1	—	—	1
計	15		12		6	

## 【相談経路】※複数回答あり

	R3	R4	R5 (R6.1月末現在)
本人	1	—	—
配偶者	3	7	3
子	10	5	1
孫	—	—	—
兄弟姉妹	—	1	1
おい・めい	1	—	—
担当ケアマネ・地域包括	—	1	1

# 認知症初期集中支援チームの活動実績

## 【支援の目的(理由)】※複数回答あり

	R3	R4	R5※
認知症疾患の臨床診断を受けていない	11	8	2
継続的な医療サービスを受けていない	2	5	3
適切な介護保険サービスに結びついていない	6	6	1
診断されたが介護サービスが中断している	—	1	—
医療・介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している	3	2	1

※R5はR6.1月末現在のデータ

# 認知症初期集中支援チームの活動実績

【支援結果】※複数回答あり ※リハ⇒リハビリテーション

	R3	R4	R5※
専門医療機関受診	5	4	4
訪問看護・訪問リハ利用	1	—	—
訪問介護サービス利用	—	—	—
通所介護・通所リハ・デイケア利用	1	2	2
市社協サービス利用(見守りなど)	—	—	—
包括の見守り訪問継続	7	3	3
入院(内科、精神科)	1	2	1
介護保険施設入所	—	1	—
その他	—	2	—

※R5はR6.1月末現在のデータ



# 認知症初期集中支援チームの活動実績

## 【支援回数】

	R3	R4	R5※
1～2回	15	8	6
3回	—	2	—
4回	—	2	—
5回以上	—	—	—

※R5はR6.1月末現在のデータ

## 【終結までの支援期間】

	R3	R4	R5※
1～2か月	11	6	4
3～4か月	2	5	2
5～6か月	—	—	—
6か月以上	2	1	—

※R5はR6.1月末現在のデータ

# 認知症初期集中支援の効果

## 【効果】

- 専門医療機関への受診や介護サービス利用につながり、本人の生活や症状が安定する。
- 今まで対応に困っていた家族（介護者）への助言・相談や関係者と一緒に支援方針を考えていくことで、心理的負担の軽減になる。

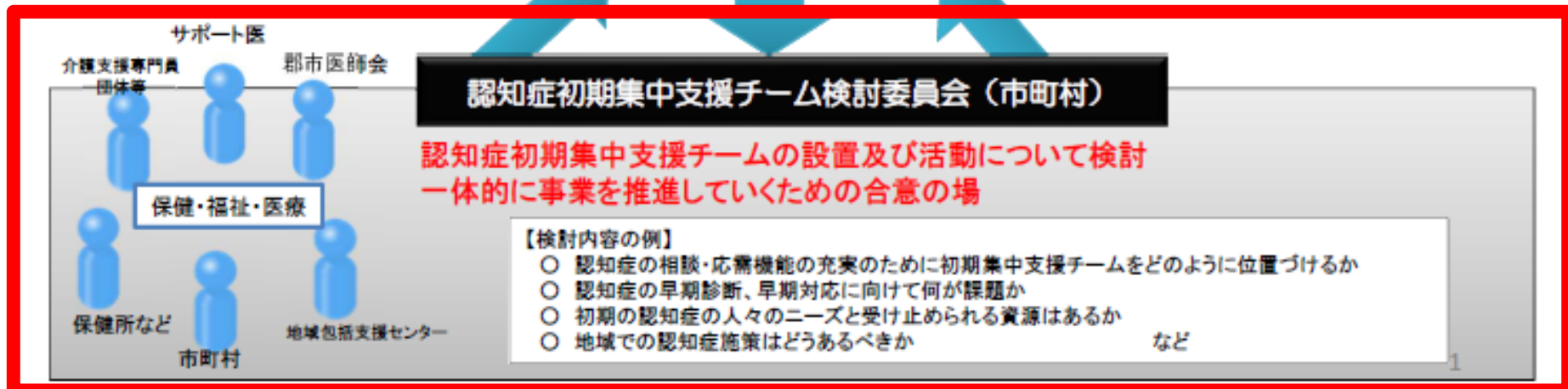
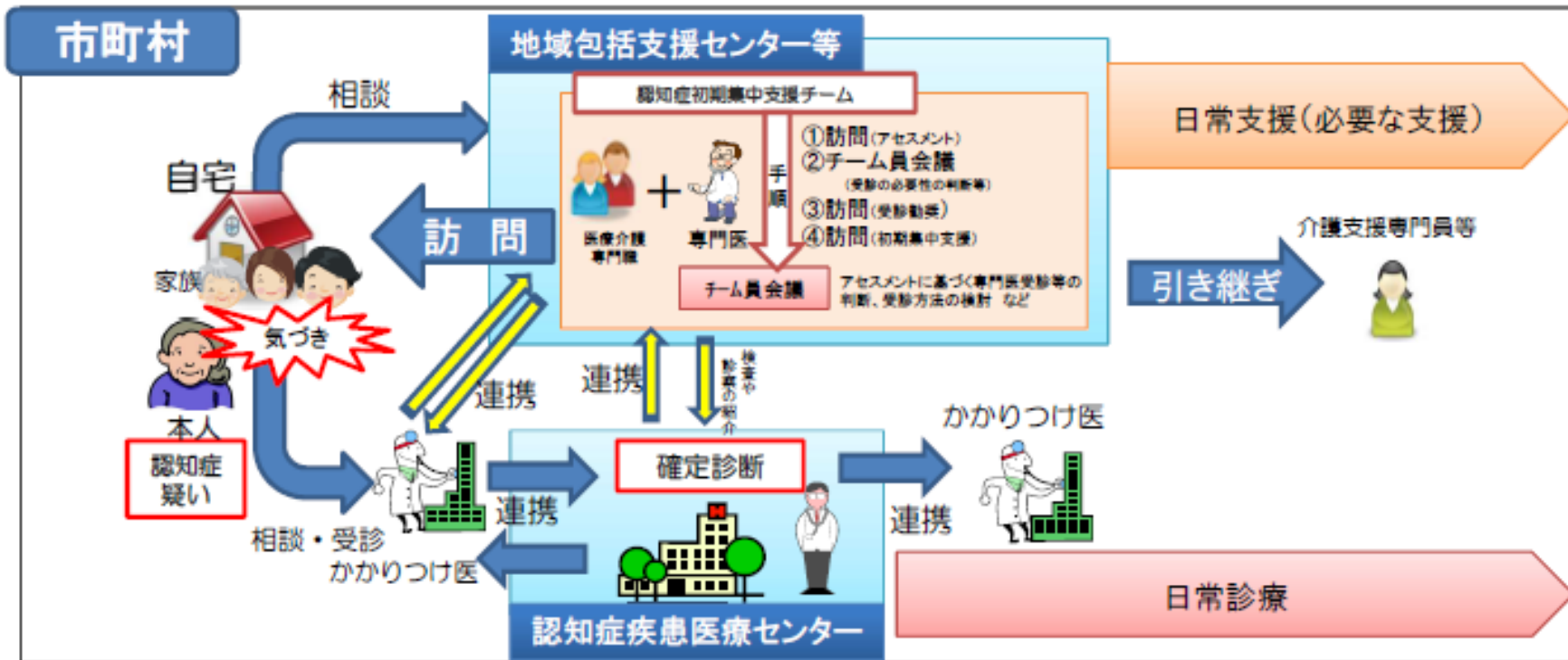
# 認知症初期集中支援チーム 検討委員会



蓮田市『はすびい』

# 認知症初期集中支援チーム設置

# 事業の概念図



# 取り組みについて①

検討内容の例の内、  
「認知症の早期診断・早期対応に向けて何が課題か」  
について

①事業の案内チラシの配架、必要なかたに事業を案内いただく取り組み

## 【依頼先】

- 市内医療機関（病院・診療所、歯科医院、薬局）
- 市内居宅介護支援事業所

引き続き、事業の周知、事業案内にご協力いただきたく、各事業所におけるチラシの配架をお願いいたします。

## 取り組みについて②

### ②気づき連絡票の活用について

⇒民生委員から地域包括支援センターへの  
相談時の連絡票として活用する取り組み

○民生委員・児童委員協議会（5地区）と  
地域包括支援センターが協働で取組む、地域  
ケア会議にて活用について再度案内。

## 気づき連絡票について

### 1 目的

・高齢者の心配ごとのひとつに、認知症があります。一方で、相談や受診などになかなかつながらないことも認知症の大きな課題となっています。

認知症は、脳の病気により今までできていたことがだんだんできなくなっていくことが多くなり、日常生活に支障をきたす状況となっていきますが、早期に支援を受けることで進行を遅らせたり、生活が安定することで症状を抑えられることが期待できます。

認知症のかたが、早い段階で支援を受けられるようになるために、周りのかたが気づき相談につなげていくための方法のひとつとして、この気づき連絡票を作成しました。

### 2 利用のしかた

○民生委員のかたが、気になるかたを地域包括支援センターに相談する際に、生活状況等をチェックしたり、記入したりする用紙として利用してください。

〔地域包括支援センターへの相談について〕

① ご本人やご家族が相談を希望されている場合は、地域包括支援センターへ直接相談するようにご案内ください。

② 民生委員のかたが、ご本人、ご家族に代わって相談される場合は、地域包括支援センターへの個人情報の提供について、同意を得てください。

③ ひとり暮らしなど、ご本人の様子の変化を周りのかたが気づいても、本人が相談支援を拒んでいる場合は、気づき連絡票をチェックして、地域包括支援センターに情報提供をお願いします。地域包括支援センターにて緊急性の有無を確認し、本人の状況に応じた相談支援を行います。

(※情報提供元については、本人に伝えずに対応します。)

### 3 担当地区の地域包括支援センター

○黒浜地区(江ヶ崎、川島、黒浜、桜台、雲山、城、椿山、西新宿、西城、藤ノ木、緑町、南新宿)

「黒浜地域包括支援センター」(在宅医療介護課内)

TEL:768-3111 FAX:769-0684

○蓮田地区(綾瀬、御前橋、上、末広、関山、蓮田、東、本町、馬込、見沼町、山ノ内)

「蓮田地域包括支援センター」(蓮田駅西口行政センター内)

TEL:764-5115 FAX:764-5120

○関戸・平野園地区(井沼、関戸、貝塚、上平野、駒崎、高虫、根金)

「蓮田市関戸・平野地域包括支援センター」(特別養護老人ホーム「吾赤紅」内)

TEL:766-0022 FAX:766-5865



蓮田市「はすびい」

【問合せ】

蓮田市健康福祉部 在宅医療介護課  
地域包括支援センター 鈴木・井上  
TEL 048-768-3111

## 《気づき連絡票》

地域包括支援センター あて

記入日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(個人名は記入しないでください)

◎「今までと違う」と感じる事、気になる事など、気づいた項目を☑してください。(複数可)

※ チェックの欄に関わらず、心配だと思ふことについて、ご連絡をお願いします。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 話のつじつまが合わないことがある      | <input type="checkbox"/> 約束したことを忘れてしまう   |
| <input type="checkbox"/> 少し複雑な話になると理解が難しい      | <input type="checkbox"/> お金や通帳をなくしてしまう   |
| <input type="checkbox"/> 同じことを何度も言ったり尋ねたりする    | <input type="checkbox"/> 無くし物が増えた        |
| <input type="checkbox"/> 直前に話したことや行動したことを忘れる   | <input type="checkbox"/> 家の掃除や片付けをしなくなった |
| <input type="checkbox"/> 知っているはずの人や物の名前が出てこない  | <input type="checkbox"/> 回覧板が回せなくなった     |
| <input type="checkbox"/> 楽しんでたサークルやサロンに行かなくなった | <input type="checkbox"/> 近所づきあいができなくなった  |
| <input type="checkbox"/> 慣れた道に迷ってしまうことがある      | <input type="checkbox"/> 車の運転に不安がある      |
| <input type="checkbox"/> カレンダーをめくらなくなった        | <input type="checkbox"/> 時間がわからない        |
| <input type="checkbox"/> テレビの音が大きい             | <input type="checkbox"/> 季節に合わせた服装ではない   |
| <input type="checkbox"/> 薬の管理ができなくなった          | <input type="checkbox"/> 必要な受診ができなくなった   |
| <input type="checkbox"/> 物がなくなる、盗まれる等の訴えが多くなった | <input type="checkbox"/> イライラしたり怒りっぽくなった |
| <input type="checkbox"/> 庭の手入れができなくなっている       | <input type="checkbox"/> 表情が乏しくなった       |
| <input type="checkbox"/> 雨戸が開かなくなった            | <input type="checkbox"/> 電気がつかなくなった      |
| <input type="checkbox"/> 郵便物がポストにたまっている        | <input type="checkbox"/> お風呂に入らなくなった     |
| <input type="checkbox"/> その他( )                |  |

◎心配なことなどの具体的な内容

### 気づいた方の連絡先

氏名	所属(団体名)	地区民生委員
連絡先 (電話番号)	-	連絡のとれる 時間帯 など (例)平日13:00~14:00

※ 情報提供元を、本人に伝えずに対応することについて(希望する・希望しない)

【地域包括支援センター 記入欄】

受付日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 受付者 \_\_\_\_\_

緊急性 有り 無し

対応方法 電話・訪問・来庁・情報提供のみ

# 検討内容について

## 【検討内容の例】

- 「初期の認知症の人々のニーズと受け止められる資源はあるか」
- 「地域での認知症施策はどうあるべきか」



# 認知症基本法について

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」  
令和5年6月16日成立 令和6年1月1日施行

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする。

# 認知症基本法について

（市町村認知症施策推進計画）

第十三条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

（認知症の人の社会参加の機会の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

# 本日ご意見いただきたいこと

## 【検討内容】

「蓮田市の認知症施策はどうあるべきか」



## 《ご意見いただきたいこと》

○認知症の人や家族の思いを実現するための取り組みを考えています。

- 個々の本人の思いを聞き取り、本人のやりたいことの実現やつどいの場の創設に発展させていく。
- 家族の思いについては、2か月に1回開催する「家族のつどい」にて介護者が気軽に話せる場となっているので、今後も継続していく。